

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年2月9日

【会社名】 株式会社フジ・メディア・ホールディングス

【英訳名】 FUJI MEDIA HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 賢治

【本店の所在の場所】 東京都港区台場二丁目4番8号

【電話番号】 東京(3570)8000(大代表)

【事務連絡者氏名】 財経局長 後藤 剛

【最寄りの連絡場所】 東京都港区台場二丁目4番8号

【電話番号】 東京(3570)8000(大代表)

【事務連絡者氏名】 財経局長 後藤 剛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年2月4日付で、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び第12号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしましたが、記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

- 2 報告内容
- (3) 当該合意の内容

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付しております。

- (3) 当該合意の内容

(訂正前)

<前略>

イ 株主による当社の株式の譲渡その他の処分について当社の事前の承諾を要する旨の合意

村上氏らは、本契約締結後において、売付対象株式（その全部であるか一部であるかを問わない。）に関し、本取引によって買い付けられなかった株式について、法令に違反しない態様で、速やかに市場（ToSTNeT-1又はToSTNeT-2によるものを除く。）で売却する場合（疑義を避けるために付言すれば、公募によらずに少数の機関投資家に同時又はほぼ同時にまとまった量の株式を売却する態様のいわゆるブロックトレード及びそれに類する取引は含まれない。）を除き、譲渡、移転、承継、消費貸借、質入れ、担保権設定、寄付その他の処分を一切行ってはならないこと。

ウ 株主が当社との間で定めた株式保有割合を超えて当社の株式を保有することを制限する旨の合意

村上氏らは、自ら及び村上氏ら関係者をして、本契約締結日以降、本取引の決済日に至るまで、自己の名義であるか否かを問わず、直接又は間接に当社株式を取得せず且つ取得させないものとし、また、当社株式に係る議決権の行使に関する指図権を取得せず且つ取得させないこと。

(訂正後)

<前略>

イ 株主による当社の株式の譲渡その他の処分について当社の事前の承諾を要する旨の合意

村上氏らは、本契約締結後において、売付対象株式（その全部であるか一部であるかを問わない。）に関し、本取引によって買い付けられなかった株式について、法令に違反しない態様で、速やかに市場（ToSTNeT-1又はToSTNeT-2によるものを除く。）で売却する場合（疑義を避けるために付言すれば、公募によらずに少数の機関投資家に同時又はほぼ同時にまとまった量の株式を売却する態様のいわゆるブロックトレード及びそれに類する取引は含まれない。以下、かかる市場での売却を「本市場売却」といいます。）を除き、譲渡、移転、承継、消費貸借、質入れ、担保権設定、寄付その他の処分を一切行ってはならないこと。なお、かかる処分を一切行わないことの例外事由に関して、レノらは、本取引の目的を尊重し、売付対象株式のうち、本取引によって買い付けられなかった株式について、法令に違反しない態様で、速やかに本市場売却する意向であることを表明し、当該意向を撤回しないことを合意しました。

ウ 株主が当社との間で定めた株式保有割合を超えて当社の株式を保有することを制限する旨の合意

村上氏らは、自ら及び村上氏ら関係者をして、本契約締結日以降、本取引の決済日に至るまで、自己の名義であるか否かを問わず、直接又は間接に当社株式を取得せず且つ取得させないものとし、また、当社株式に係る議決権の行使に関する指図権を取得せず且つ取得させないこと。

なお、本契約締結日において、当社代表取締役社長清水賢治（以下「当社社長」といいます。）から村上氏に  
対して、当社株式を今後取得することがあるのかについて質問したところ、村上氏は、当社社長に対して、本契  
約締結日以降、当社株式を今後取得することはないと思う旨回答し、当社社長はこれを了承しました。

以上